

一般社団法人日本家政学会中国・四国支部代議員選出方法に関する申し合わせ

1. 代議員の選出について
一般社団法人日本家政学会支部選挙規程第3条に基づき、支部正会員数を基に按分比例により算出された選出数の代議員を選出する。
2. 選出の方法について
 - 1) 常任幹事会は、本支部正会員の中から、年齢層、専門分野、地域（県、中国地方、四国地方）等を考慮して、1. の選出数以上の代議員候補者を推薦する。
 - 2) 支部選挙管理委員会は、本支部正会員の中から、代議員選挙に立候補する者を受け付ける。立候補した者は全員代議員候補者とする。
 - 3) 本支部正会員は、投票要領に基づいて投票し、代議員を選出する。
3. 投票要領について
投票の都度、支部選挙管理委員会が定める。
4. 本申し合わせの改廃は、中国・四国支部常任幹事会の議を経て行う。

附則

施行	昭和57年5月23日
改定	昭和58年5月29日
	昭和61年10月12日
	昭和63年10月9日
	平成11年10月3日
	平成13年9月22日
	平成14年10月6日
	平成22年10月10日
	平成24年10月7日